

本省と出先の格差をさらに拡大

本府省業務調整手当引上げへ

「給与制度の総合的見直し」により、平均2%、高年齢層では最大4%もの俸給水準引上げが強行されましたが、2018年3月末までは現給保障の措置がとられて

います。今勧告では、昨年勧告に引き続き多くの職員が、現給保障額を上回らないことから、人事院は、その原資を「給与制度の総合的見直し」を円滑に進めるとして、本府省業務調整手当の引上

「給与制度の総合的見直し」は、政府の「人件費予算等の配分方針」で、人件費の総額の増加を抑制する手段として位置づけられており、今勧告においても、こうした政府の要請に忠実に応えなければ、本省を優遇し、地方との格差を



主催：全労連・国民春闘共闘委員会・東京春闘共闘会議
全労連・国民春闘共闘に結集して賃金・雇用改善を訴え



1. 13春闘闘争宣言行動で賃金闘争の前進にむけ決意を表明する森田進書記次長

図表4 本府省業務調整手当の改定額(行一)

職制段階	職務の級	手当額			
		現行	2016年4月~	2017年4月~	制度完成時
課長補佐	6級	39,200円	改定なし	改定なし	改定なし
	5級	37,400円	改定なし	改定なし	改定なし
係長	4級	14,800円	16,600円	18,500円	22,100円
	3級	11,700円	13,100円	14,600円	17,500円
係員	2級	4,400円	5,500円	6,600円	8,800円
	1級	3,600円	4,500円	5,400円	7,200円

いっそう広がったことは許されません。

引き続き、地域から声を上げ、「給与制度の総合的見直し」を含め、総人件費削減方針の中止・撤回を求めていく必要があります。

較差改善は本年4月実施 俸給表改定は運動の反映

改善勧告に関する実施配分で改善を求めてきた時期は、俸給表の改善とともに、「給与制度の総合的見直し」に基づく本府省業務手当引上げの一部を、本年4月から実施するとしています。しかし、わずかとはい

現在、国の職場には常勤職員の4分の1にあたる約7万人の非常勤職員が勤務しており、その奮闘なくして業務運営は成り立ちません。しかし、非常勤職員の処遇改善の対応が異なり、多くは

初任給引上げ分の反映を

非常勤職員の労働条件 実質ゼロ回答

現在、国の職場には常勤職員の4分の1にあたる約7万人の非常勤職員が勤務しており、その奮闘なくして業務運営は成り立ちません。しかし、非常勤職員の処遇改善の対応が異なり、多くは

「給与制度の総合的見直し」は、政府の「人件費予算等の配分方針」で、人件費の総額の増加を抑制する手段として位置づけられており、今勧告においても、こうした政府の要請に忠実に

再任用職員の賃金改善 俸給改定ごくわずか

手当改善なし

勤勉手当への評価反映導入

再任用職員の俸給改定は、一律400円増にとどまり、生活改善にはほど遠い低水準です。また、住居手当、扶養手当、寒冷地手当などの生活関連手当の支給を求める強い要求に人事院はまったく応えませんでした。

再任用職員の賃金改善は、本年4月から年金の支給開始年齢が62歳に繰り延べられ、再任用制度で雇用と年金の接続が行われている実態からすれば、年金支給開始までの生活維持にふさわしい賃金水準への改善は喫緊の課題です。

人事院は、2011年早く、職員的生活保障等の観点から生活関連手当の支給も含めて抜本的な賃金改善をはかるべきです。



2016国民春闘勝利！ 1.26総決起集会で団結かためる

「給与に責任ある対応をしていく」として、各府省を指導し、賃金改善を再